

総裁選挙の実施に係る基本的事項について ～鳥取県総裁選挙管理委員会決定事項～

1 党員投票について

(1) 党員投票の方法について

郵便投票、投票所における直接投票の併用によること。

(2) 直接投票について

ア 投票所

自由民主党鳥取県支部連合会(鳥取市西町1丁目126番地)

イ 投票日及び投票時間

(ア) 投票日 平成30年9月7日(金)から9月19日(水)の間
(土・日曜日、祝日を除く。)

(イ) 投票時間 午前9時から午後5時まで

ウ 投票方法

郵便投票の投票用紙に候補者名を記載

2 開票について

(1) 開票所

自由民主党鳥取県支部連合会(鳥取市西町1丁目126番地)

(2) 開票時間

党本部と調整(議員投票までに終了するよう設定)

(3) 開票管理者及び開票立会人

ア 開票管理者 鳥取県総裁選挙管理委員会委員長

イ 開票立会人 候補者ごとに配置(地域支部長等・今後依頼)

3 その他の事項

(1) 投票の有効・無効の判定

党本部の「実施要領」に準ずる。

(2) 選挙人名簿の閲覧場所及び時間

ア 閲覧場所 自由民主党鳥取県支部連合会事務局、

イ 閲覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで